

最低制限基本価格の算出方法（①から④までの合計額）

業種区分	①	②	③	④
測量業務	直接測量費の額	測量調査費の額	諸経費の額に 10分の5を 乗じて得た額	—
建築関係の建設 コンサルタント 業務	直接人件費の額	特別経費の額	技術料等の額に 10分の6を乗 じて得た額	諸経費の額に 10分の6を乗 じて得た額
土木関係の建設 コンサルタント 業務	直接人件費の額	直接経費の額	その他原価の額 に10分の9を 乗じて得た額	一般管理費等の 額に10分の 5を乗じて得 た額
地質調査業務	直接調査費の額	間接調査費の額 に10分の9を 乗じて得た額	解析等調査業務 費の額に10分 の8を乗じて得 た額	諸経費の額に 10分の5を 乗じて得た額
補償関係コンサ ルタント業務	直接人件費の額	直接経費の額	その他原価の額 に10分の9を 乗じて得た額	一般管理費等の 額に10分の 5を乗じて得 た額

※1 測量業務に係る契約については、その割合が10分の8.2を超える場合にあっては10分の8.2と、10分の6に満たない場合にあっては10分の6とし、建築関係の建設コンサルタント業務、土木関係の建設コンサルタント業務及び補償関係コンサルタント業務に係る契約については、その割合が10分の8.1を超える場合にあっては10分の8.1と、10分の6に満たない場合にあっては10分の6とし、地質調査業務に係る契約については、その割合が10分の8.5を超える場合にあっては10分の8.5と、3分の2に満たない場合にあっては3分の2とする。

※2 特別なものについては、上記の算定方法にかかわらず10分の6から10分の8まで（地質調査業務にあっては3分の2から10分の8.5まで）の範囲で適宜の割合とする。